0－1　健康保険の概要

わが国における社会保障制度は、国民皆保険、皆年金のもとに、いずれかの保険に加入し、疾病、負傷、分娩、老齢、障害、死亡、失業などのいろいろな事柄に対し、これらの保険から給付を受けることになっています。

健康保険　…　業務外の疾病、負傷、分娩、死亡などの経済的損失ならびに必要な医療を給付する保険
年金保険　…　老齢、障害、死亡（遺族）など労働能力の喪失に対して給付する保険
労働保険　…　労働者の業務上の災害や通勤途上の災害を補償する労災保険と労働能力はあっても働く機会のない失業者に対し給付する雇用保険

1．保険の加入

保険に加入している人を被保険者といい、健康保険法では、法人である事業所（会社、工場、商店など）に働いている人は、本人の意思に関係なく、すべて被保険者になることになっています。ただし、次の人は被保険者になれません。

① 2ヵ月以内の期間を定めて使用され、その期間をこえない人
② 日々雇い入れられる人で、その期間が1ヵ月未満である人
③ 季節的業務に使用され、4ヵ月以内しか働かない人
④ 臨時的事業に使用され、その期間が6ヵ月以内である人
⑤ 事業所の所在が一定しない事業に使用されている人
⑥ 国民健康保険組合の加入者
⑦ 共済組合の加入者
⑧ 船員保険の加入者
⑨ 後期高齢者医療制度の加入者

(1) 被保険者の種類

① 強制被保険者
健康保険の適用は、事業所単位に行われ、強制適用事業所に常時使用される人を、強制被保険者といいます。

② 任意継続被保険者
2 ヵ月以上被保険者であった人が、被保険者資格を失った場合（任意包括脱退者および任意継続被保険者の資格喪失者を除く。）、その日から 20 日以内に申請して任意継続被保険者になることができます。

2．保険者

保険料を徴収し、保険給付等の保険事業を行うものを保険者といいます。
保険事業の運営主体により、全国健康保険協会と健康保険組合に分けられます。
健康保険組合の設立には政府の認可が必要で、認可されますと公法人となり、その組合員である被保険者の保険を管掌します。

3. 組合会・理事会

健康保険組合は事業主と被保険者によって運営されますが、この組合事業に被保険者の意思を反映し、民主的かつ、円滑に運営するため、組合会と理事会が設けられています。

組合会は、組合の規約、事業計画、予算、決算などの重要事項を決定する議決機関で、事業主が選んだ議員（選定議員）と、被保険者から選ばれた議員（互選議員）の、それぞれ同数（当組合では各 21 名、合計 42 名）で構成されます。

理事会は、組合会で決定したことを実行する執行機関で、理事会を構成する理事は、選定議員および互選議員ごとに選挙で選び（当組合では各 5 名、合計 10 名）ます。

理事長は、選定議員である理事の中から選挙で選ばれ、組合を代表します。このほか、理事長の補佐役として日常の業務運営を処理するため、理事長が常務理事を指名します。また、議員の中から選ばれた監事(2 名)が、健康保険組合の事務全般が適正に執行されているかの監査を行っています。

4. 費　用

保険事業を行うための費用は、保険料と事務費の一部補助としての国庫金によって賄われています。
保険料の額は、被保険者の標準報酬月額および標準賞与額に保険料率を乗じて算出されます。
保険料率は、健康保険組合の財政状況により、政府の認可を受けて 30／1,000～130／1,000 の範囲内で決めることができます。
保険料額は、原則として事業主と被保険者が折半で負担しますが、健康保険組合は、組合規約で事業主の負担割合を増加させることができます。当組合の保険料率と負担割合は標準報酬・保険料一覧表（9-2-1 参照）をご確認ください。

5. 事　業

(1) 健康保険組合は、法定給付に加えて、付加給付を行うことができます。付加給付は、健康保険組合の事業の一つで、組合員の意向と健康保険組合の財政状況により政府の認可を受けて規約で給付額を定めることができます。

(2) 健康保険組合は、被保険者および被扶養者の疾病予防、疾病の早期発見、健康の保持ならびに高額医療費資金の貸付等の保健事業を行うことができます。当組合では、疾病予防、保健指導、宣伝等の健康管理を重点として実施しています。

6. 財政調整事業等

健康保険組合の健全な発展を期するために、全国の健康保険組合で組織する「健康保険組合連合会」が設けられており、次の事業を行っています。

(1) 高額医療給付に関する交付金の交付事業
高額な保険給付費（特定疾病については、一定の交付基準額）が発生した健康保険組合の財政影響を緩和するため各健康保険組合が拠出した費用の範囲で、当該給付を行った健康保険組合に対して行う交付金の交付事業

(2) 財政窮迫組合に関する交付金の交付事業
財政窮迫にある健康保険組合を助成するための交付金の交付事業